

令和3年度弘南鉄道利活用事業助成金交付要領

(目的)

第1条 弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会は、弘南鉄道弘南線及び大鰐線沿線の団体が実施する弘南鉄道の利活用による維持活性化に資する事業に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、助成金を交付することとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

(助成の対象となる団体)

第2条 助成金の交付の対象は、弘南鉄道弘南線及び大鰐線の沿線市町村に代表者の住所を有する地域団体、NPO法人、ボランティア団体、地域の自治会その他の団体とする。(法人格の有無は問わないが、規約、役員等の定めがあること。)

2 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する団体でないこと。

(助成の対象となる事業)

第3条 助成の対象となる事業は、弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会長（以下「部会長」という。）が弘南鉄道の利活用による維持活性化に資すると認めた次の事業（他の補助金又は助成金の交付を受けて実施する事業については、弘南鉄道の利活用のために追加して行う事業について助成の対象とする。）とする。

(1) 弘南鉄道（駅舎その他の鉄道資産を含む。）を活用した事業（鉄道の日に関連した行事、弘南鉄道を利用したツアー、駅舎でのイベント・産直・作品展示など）
※当該イベント・産直等の収入で賄える事業を除く。

(2) 沿線で開催されるイベントなどに来場する際の交通手段として弘南鉄道の利用を促進する事業（弘南鉄道利用者へのインセンティブ付与など）

(3) 地域資源を活用した弘南鉄道関連商品の開発を目的とした事業（弘南鉄道オリジナルグッズ、地元食材を活用した駅弁の開発など）
※申請団体の営利を目的とした事業を除く。

(4) 沿線住民のマイレール意識の向上に資する事業（フォーラム、勉強会の開催など）

(5) その他弘南鉄道の利活用に資する事業

2 助成の対象となる事業は、令和4年2月28日までに実施する事業とする。

(助成の内容)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別記のとおりとする。

2 助成金の額は、助成対象経費の実支出額又は20万円のいずれか低い額とする。

3 事業の実施に伴う参加費、協賛金その他の収入（以下「参加費等収入」という。）が生じる場合は、前項中「助成対象経費」を「助成対象経費から参加費等収入を控除した後の額」とする。

(助成の申請)

第5条 助成を申請しようとする団体は、次の書類を部会長に提出しなければならない。

- (1) 助成申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) その他部会長が必要とする書類

(助成の決定)

第6条 部会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、採択となったときは、助成決定通知書(第3号様式)により、当該団体に通知するものとする。不採択となったときは、不採択通知書(第4号様式)により、当該団体に通知するものとする。

2 部会長は、前項の助成の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(助成事業の内容の変更又は中止)

第7条 前条に規定する助成の決定通知を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、助成申請書記載内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ計画変更(中止)承認申請書(第5号様式)を部会長に提出し承認を受けるものとする。ただし、助成対象経費の総額の20パーセント以内の増減又は各経費区分の額の30パーセント若しくは5万円を超えない範囲内における経費区分相互の額の変更の場合及び部会長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第8条 助成団体は、助成に係る事業が完了したときは、速やかに次の書類を部会長に提出し、その実績を報告しなければならない。

- (1) 実績報告書(第6号様式)
- (2) 収支決算書(第7号様式)
- (3) その他部会長が必要とする書類

2 前項の報告は、事業完了の日から起算して30日以内又は令和4年3月10日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(助成額の確定)

第9条 部会長は、前条の報告があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成額確定通知書(第8号様式)により、当該団体等に通知するものとする。

(助成金の支払)

第10条 前条の通知を受けた助成団体が助成金の支払いを受けようとするときは、助成金支払請求書(第9号様式)を部会長に提出しなければならない。

- 2 部会長は、助成団体から概算払いの請求があった場合において、その必要があると認めるときは、概算払いをすることができるものとする。
- 3 概算払いを受けようとする助成団体は、助成金概算払請求書(第10号様式)を

部会長に提出しなければならない。

(助成決定の取消し及び返還)

第11条 部会長は、助成団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定を取消し、交付済助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正により助成決定を受けたとき。

(2) 助成団体が助成金を他の用途に使用し、又はこの要領に規定する条件に従わないとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月26日から施行する。

この要領は、令和3年6月23日から施行する。ただし、改正後の第3号様式、第4号様式及び第8号様式は、令和3年5月6日から適用する。

別記

費 目	内 容
報 償 費	講師など外部の専門家等に対する謝金
旅 費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費（視察や研修等に 係るものは対象外）
消 耗 品 費	事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の購入又は制作に 要する経費（イベント等で販売する商品の仕入に係るものは対象 外） 注）取得価格（単価）が5万円（消費税込）未満のものに限る
印 刷 製 本 費	会議資料、ポスター、チラシ、アンケート用紙などの印刷費
通 信 運 搬 費	通信費、郵送料、宅配代など
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要な会議室等の借り上げ料や機器のレ ンタル料など
そ の 他 経 費	事業を実施するうえで部会長が必要と認める経費

※1 食糧費を除く。

※2 上記の項目に関わらず、対象外となる経費

- ・団体構成員へ支払う経費
（謝礼、人件費以外の経費で、団体構成員が依頼された内容を生業としている場
合、他者の見積書をあわせて提出し、団体構成員が請負う方が安価であると判
断できる時は除く。）
- ・団体内で共有するための「事業の記録・保存に係る」経費

※3 その他対象外

- ・領収書がないもの（ただし、市内で公共交通機関や自家用車を利用して領収書
が発行されない場合を除く。）、商品名や購入場所、用途が不明な場合。

助成申請書

令和 年 月 日

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会長 殿

所在地
団体名称
代表者職氏名

印

弘南鉄道利活用事業の助成を受けたいので、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 路線名 弘南線 ・ 大鰐線
- 3 事業の目的
- 4 事業の内容
- 5 弘南鉄道の利活用に向けて期待される効果
※ できる限り目標を数値化すること。
- 6 実施時期
※ 助成決定前に着手しなければならない場合は、理由を記入すること。
- 7 実施場所（地域）
- 8 添付書類
 - (1) 団体の会則、役員名簿
 - (2) 最近年度の事業報告書・決算報告書等の写し（法人の場合）
 - (3) 事業内容の具体的な実施体制やスケジュールなどがわかる書類
 - (4) その他必要と思われる書類

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
助 成 金 自 己 資 金 等 参 加 費 等 収 入		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
合 計		

※助成の対象となる経費と助成の対象とならない経費を区分して記載すること。

※記入欄が不足する場合は、適宜別葉で作成して差し支えないこと。

※別記の費目区分（報償費、旅費等）に分けて記入すること。

3 助成金の額の算定

(1) 助成の対象となる経費の額 円… (A)

(2) 事業実施に伴って生じる参加費等の収入の額 円… (B)

(3) 助成金の額

※助成金の額は、(A) - (B) 又は20万円のいずれか低い額とする。

第3号様式

助成決定通知書

弘利部収第 号
令和 年 月 日

団体名称
代表者職氏名

殿

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会
部会長

令和 年 月 日付けで申請のあった助成については、下記のとおり決定しましたので、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第6条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 助成決定額 円

3 事業の内容
助成申請書に記載のとおり

第4号様式

不採択通知書

弘利部収第 号
令和 年 月 日

団体名称
代表者職氏名

殿

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会
部会長

令和 年 月 日付けで申請のあった助成については、審査の結果、不採択となりましたので、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第6条の規定により通知します。

記

1 事業名

第5号様式

計画変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会長 殿

所在地

団体名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け弘利部収第 号で助成の決定の通知を受けた事業について下記のとおり変更（中止）したいので、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）する内容

※収支予算書が変更となる場合は、変更後の収支予算書を添付すること。

第6号様式

実績報告書

令和 年 月 日

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会長 殿

所在地
団体名称
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け弘利部収第 号で助成の決定の通知を受けた事業が完了したので、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第8条の規定により報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 弘南鉄道の利活用に向けて認められた効果
- 5 実施時期
- 6 実施場所（地域）
- 7 添付書類
(1) 領収書（団体名が記載されていること、品名等が特定できること。）
(2) 実施内容がわかる写真
(3) パンフレット等
(4) その他必要と思われる書類

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
助 成 金 自 己 資 金 等 参 加 費 等 収 入 (内訳)		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

※助成の対象となる経費と助成の対象とならない経費を区分して記載すること。

※記入欄が不足する場合は、適宜別葉で作成して差し支えないこと。

※別記の費目区分（報償費、旅費等）に分けて記入すること。

3 助成金の額の算定

(1) 助成の対象となる経費の額 円… (A)

(2) 事業実施に伴って生じる参加費等の収入の額 円… (B)

(3) 助成金の額

※助成金の額は、(A) - (B) 又は20万円のいずれか低い額とする。

第8号様式

助成額確定通知書

弘利部収第 号
令和 年 月 日

団体名称
代表者職氏名 殿

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会
部会長

令和 年 月 日付けで実績報告のあった助成事業について、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第9条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定しました。
なお、差額については、令和 年 月 日までに請求書を提出してください。

記

助成決定額	確定額 (A)	支払済額 (B)	差額 (A) - (B)	備考
円	円	円	円	

※支払済額が確定額を超過する場合は、差額について返還を求めます。

助成金支払請求書

令和 年 月 日

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会長 殿

所在地
団体名称
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け弘利部収第 号により確定通知のあった助成金について、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

助成決定額	確定額	請求額
円	円	円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別			
口座番号			
フリガナ 名義人			

第10号様式

助成金概算払請求書

令和 年 月 日

弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会長 殿

所在地
団体名称
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け弘利部収第 号により決定通知のあった助成金について、弘南鉄道利活用事業助成金交付要領第10条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

助成決定額	請求額
円	円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別			
口座番号			
フリガナ 名義人			